

Stop！ハラスメント

「しない・させない・ゆるさない」 by ハラスメント防止委員会

2023.1.17

No.5

パワーハラスメントには様々な形がありますが、その定義は明確になっています。

①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること

②業務の適正な範囲を超えて行われること

③身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、もしくは就業環境を害すること

これら①～③要素すべてを満たす行為のことを「パワハラ行為」と言います。
典型例としては以下の6類型が考えられます。
(厚労省の資料から)

職場における「パワハラ」の6類型

- **身体的な攻撃**（暴行・傷害）
- **精神的な攻撃**（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- **人間関係からの切り離し**（隔離・仲間外し・無視）
- **過大な要求**（業務上明らかに不要なことや、遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- **過小な要求**（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや、仕事を与えないこと）
- **個の侵害**（私的なことに過度に立ち入ること）



職場は、私たちが人生の中でとても多くの時間を過ごす場所です。

そこは仕事をする場です。自分の持つ能力を最大限に発揮して、自己実現を目指すところでもあります。

このような行為が日常的に行われている職場では、まともな仕事ができるとは到底思えません。

皆さんで協力して、ハラスメントのない職場にしましょう。

ハラスメント防止委員会 事務局（人事部：佐藤・鷺野）

☎:080-1621-8866（鷺野） ✉:washino@kouzenkai.or.jp